

# 院内感染防止対策指針

## 趣旨

この指針は、地域医療機能推進機構りつりん病院（以下「当院」という。）における院内感染防止対策及び院内感染発生時の対応等における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として、下記事項について定めたものである。

1. 院内感染防止対策に関する基本的考え方
2. 院内感染防止対策のための委員会、その他当院の組織に関する基本的事項
3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本的事項
4. 感染症の発生状況報告に関する基本方針
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
6. 患者等への当該指針の閲覧に関する基本方針
7. その他院内感染防止対策推進のために必要な基本方針

## 第1 院内感染防止対策に関する基本的考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際はその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは病院にとって重要である。院内感染対策は、①感染の発生予防・防止、②感染発生時の発生源の調査・拡散防止・治療、③再発防止の三原則を病院の全部門が協力して実施することにより初めて有効となる。そのため、院内感染対策委員会が中心となり効果的・組織的な活動に取り組む。

## 第2 院内感染防止対策のための委員会、組織に関する基本的な事項

当院における院内感染発生時の迅速な対応策及び院内感染の調整・対策・予防を図るため次の組織を設置する。

### 1. 院内感染防止対策委員会

#### (1) 所掌業務

- 1) 院内感染予防対策マニュアルに関すること。
- 2) 院内感染防止対策マニュアルの改訂の必要性が生じた場合には、院内の状況を的確に把握し改編を行う。
- 3) 院内感染予防の啓蒙教育に関すること
- 4) 感染対策状況・起炎菌検出状況（MRSAを含む）を提供・報告する。
- 5) その他院内感染に関すること。

#### (2) 委員会組織

- 1) 院内感染対策委員会は、病院長及び病院長が任命した委員（副院長、総括診療部長、医師、事務長、総看護師長、看護師長、薬剤科長、臨床検査技師長、総務事務長補佐、医事事務長補佐、経理事務長補佐）で組織する。
- 2) 委員長は、病院長が任命する。ただし、委員長に事故があるときには、病院長が指名した委員がその職務を代行する。

### (3) 委員会の開催

- 1) 毎月1回開催する。また、必要な場合委員長は臨時院内感染対策委員会を開催することができる。

## 第3 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本的な事項

院内感染防止対策のための基本的な考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を行うことで個々の職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技術やチームの一員としての意識向上を図ることを目的として年間2回程度研修を実施する。研修を実施した際には、その実施内容（開催日時、出席者、研修項目）を記録し保管する。

## 第4 感染症の発生状況報告に関する基本方針

院内感染の発生予防及びまん延の防止を図るため、感染症発生状況を[感染症週報]として院内イントラに掲載して全職員に周知するとともに、毎月開催の院内感染防止対策委員会においてMRSAやMDRP等の検査症例の詳細報告を行う。

## 第5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生した場合および発生の恐れがあると判断した場合は、職員は速やかに管理者に報告する。管理者は報告を受けた場合、院内感染発生時の基準に従い行動するとともに、情報の共有化を行い感染の拡大防止に努める。重大な問題が発生した場合は、臨時に院内感染防止対策委員会を開催し、また、院内での対応が困難な事態が発生した場合や発生が疑われる場合は、地域の専門家等に相談が行われる体制を確保する。

## 第6 患者等への当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は感染防止対策の理解と協力を得るために病院ホームページに掲載し閲覧の推進に努める。

## 第7 その他院内感染防止対策委員会のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため[院内感染防止対策マニュアル]を作成し職員への周知を図るとともに、本マニュアルの定期的な見直し・改訂を行う。